

お客様各位

熊本第一信用金庫

「当座勘定規定」の一部改定について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、当金庫では、令和5年9月1日(金)から、当座勘定規定を一部改定することといたしましたので、お知らせいたします。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

○改定内容

※以下の下線部の条項を追加・変更します。

第9条. (支払の範囲)

(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。

(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。

(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

以 上